

燕市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

燕市長 鈴木 力

燕市規則第 3 6 号

燕市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

燕市下水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和2年燕市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第106条第1項第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同項第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同項第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同項第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。